

山梨県警察本部訓令第4号

山梨県少年警察の活動に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年9月3日

山梨県警察本部長 原 幸太郎

山梨県少年警察の活動に関する訓令の一部を改正する訓令

山梨県少年警察の活動に関する訓令（平成14年山梨県警察本部訓令第17号）の一部を次のように改正する。

第28号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

様式 略